

令和5年度 一般会計補正予算（第11号）主要事業一覧表

款	2. 総務費	項	1. 総務管理費									
目	事務・事業名	補正額(千円)	主要な事務・事業の説明									
5. 財産管理費	財産管理事務 [増額]	75,000	<p>【事業内容】 市有財産の維持保全、処分及び管理運用を行う。</p> <p>【補正理由】 普通交付税に係る法改正に伴い、令和6年度及び令和7年度における臨時財政対策債の元利償還金に対する財源が、基金への積み立てを前提として措置されることとなり、これに対応して、令和5年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費」が創設された。</p> <p>臨時財政対策債償還基金費の算定額については、令和6年度及び令和7年度の「臨時財政対策債償還費」からそれぞれ当該算定額の2分の1に相当する額が控除されることから、この措置に対応するため、減債のための基金に積み立てを行うもの。</p> <p>【積算根拠】 ・市債管理基金積立金 75,000 千円</p>									
8. 公共交通 対策費	一般旅客自動車 運送事業者 運行支援事業 【物価高騰対策】 [新規]	33,712	<p>【事業内容】 物価高騰等の影響を受けている一般旅客自動車運送事業者を支援する。</p> <p>【補正理由】 公共交通運行維持のため、事業者の運行支援に係る支援金を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】 ・一般旅客自動車運送事業者運行支援金 33,712 千円 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>①バス事業者分</td> <td>26,712</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（（運行支援分424千円＋燃油価格高騰分80千円）×53台）</td> </tr> <tr> <td>②タクシー事業者分</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（（運行支援分50千円＋燃油価格高騰分20千円）×100台）</td> </tr> </table> </p>		①バス事業者分	26,712	（（運行支援分424千円＋燃油価格高騰分80千円）×53台）		②タクシー事業者分	7,000	（（運行支援分50千円＋燃油価格高騰分20千円）×100台）	
①バス事業者分	26,712											
（（運行支援分424千円＋燃油価格高騰分80千円）×53台）												
②タクシー事業者分	7,000											
（（運行支援分50千円＋燃油価格高騰分20千円）×100台）												

款	6. 農林水産業費	項	1. 農 業 費	
目	事務・事業名	補正額(千円)	主 要 な 事 務 ・ 事 業 の 説 明	
3. 農業振興費	農業経営者 燃油高騰 緊急支援事業 【物価高騰対策】 [新規]	2,200	<p>【事業内容】</p> <p>物価高騰の影響を受けている農業経営者の負担を軽減し、安定的かつ継続的な農業経営ができるよう、燃料高騰分にかかる給付金を支給する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>農業経営者に対して、燃料高騰分にかかる給付金を支給するための費用を計上するもの。</p> <p>《給付対象》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 農業経営者（農業法人を含む） ・要件 令和5年の農業生産に係る燃料費が、令和3年より増額していること (増額経費の3分の1を給付) <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営者燃油高騰緊急支援給付金 2,200 千円 	
4. 畜産業費	畜産経営 緊急支援事業 【物価高騰対策】 [新規]	3,700	<p>【事業内容】</p> <p>物流コストの上昇や燃油・飼料の価格高騰、市場価格の低迷等により影響を受けている畜産農家の負担を軽減し、経営の安定を図るため支援金を支給する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>畜産農家に対して、支援金を支給するための費用を計上するもの。</p> <p>《給付対象》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 乳用牛及び肉用牛を飼養している農業経営者（農業法人を含む） ・要件 令和6年2月1日時点で飼養していること ・支援金 2歳以上の乳用牛及び肉用牛 5,000円/頭 11ヶ月齢以上2歳未満の 〃 3,000円/頭 4ヶ月齢以上11ヶ月齢未満 〃 1,000円/頭 <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産経営緊急支援金 3,700 千円 	

款	7. 商 工 費 項	1. 商 工 費						
目	事務・事業名	補正額(千円)	主要な事務・事業の説明					
2. 商工振興費	地域内経済循環促進事業 【物価高騰対策】 [新規]	134,600	<p>【事業内容】</p> <p>エネルギー価格・物価高騰により大きな影響を受けた地域経済の活力回復を図るとともに、経営に苦慮している地元商店や飲食店への支援を目的にプレミアム商品券を発行する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>プレミアム商品券事業の委託費を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内経済循環促進業務委託料 134,600 千円 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">プレミアム負担分 (1,000円×100,000件)</td> <td style="border-right: 1px solid black;">100,000</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">事務費 (印刷費、広告宣伝費、手数料等)</td> <td style="border-right: 1px solid black;">34,600</td> </tr> </table>		プレミアム負担分 (1,000円×100,000件)	100,000	事務費 (印刷費、広告宣伝費、手数料等)	34,600
プレミアム負担分 (1,000円×100,000件)	100,000							
事務費 (印刷費、広告宣伝費、手数料等)	34,600							
	エネルギー価格高騰緊急支援給付金給付事業 【物価高騰対策】 [新規]	100,000	<p>【事業内容】</p> <p>エネルギー価格等の高騰により経営を圧迫されている事業者に対し、その経費の上昇分の一部を給付金支給により支援する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>エネルギー経費の上昇により収益確保に苦慮する事業者を対象に支給する給付金を計上するもの。</p> <p>《給付対象》</p> <p>農林漁業（法人、団体等を除く）、電気ガス熱供給、公務・公営を除く全業種で、宮古市内に事業所（事業場）を有する事業者</p> <p>《給付内容》</p> <p>連続する6カ月間のエネルギーに関する経費の上昇分の1/2の額を給付する。（1事業者上限 1,000千円）</p> <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー価格高騰緊急支援給付金 100,000 千円 (400千円×250者) 					

款	7. 商 工 費 項	1. 商 工 費	
目	事務・事業名	補正額(千円)	主要な事務・事業の説明
	省エネルギー 対策推進事業 【物価高騰対策】 [新規]	30,000	<p>【事業内容】</p> <p>市内事業者および商店街等が、事業所内の照明機器および商店街の街路灯をLEDに更新する経費を補助する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>市内事業者及び商店街等の省エネルギー化を推進するための補助金を計上するもの。</p> <p>《補助対象》</p> <p>農林漁業（法人、団体等を除く）、公務・公営を除く全業種で、宮古市内に事業所（事業場）を有する事業者および商店街振興組合等</p> <p>《補助内容》</p> <p>事業を行う事務所・店舗・工場の照明器具および商店街の街路灯をLED照明へ切替を行う場合に、その経費の1/2相当分を補助（1事業者上限 300千円）</p> <p>【積算根拠】</p> <p>・省エネルギー対策推進補助金 30,000 千円 (300千円×100者)</p>
3. 観 光 費	一般旅客自動車 運 送 事 業 者 運 行 支 援 事 業 【物価高騰対策】 [新規]	9,120	<p>【事業内容】</p> <p>物価高騰等の影響を受けている一般旅客自動車運送事業者を支援する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>貸切観光バス運行維持のため、事業者の運行支援に係る支援金を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】</p> <p>・貸切観光バス事業者運行支援金 9,120 千円</p> <p>①運行支援分及び燃油価格高騰対策分 (盛岡市からの支援金(80千円)支給対象外事業者) 対象：1社(8台) (424千円+80千円)×8台 = 4,032</p> <p>②運行支援分 (盛岡市からの支援金(80千円)支給対象事業者) 対象：2社(12台) 424千円×12台 = 5,088</p>

事務・事業名	補正額(千円)	主要な事務・事業の説明									
福祉事業所等 物価高騰対策 支援事業 【物価高騰対策】 [新規]	7,421	<p>【事業内容】 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている福祉事業所等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、給付金を支給する。</p> <p>【補正理由】 各施設に対して、給付金を支給するための費用を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業所等物価高騰対策支援給付金 7,421 千円 <p>(内訳)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">3款1項1目</td> <td style="padding: 5px;">福祉事業所 (14事業所)</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,350</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">3款1項5目</td> <td style="padding: 5px;">介護事業所 (81事業所)</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">4,200</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">3款2項3目</td> <td style="padding: 5px;">保育所等 (20事業所)</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,871</td> </tr> </table>	3款1項1目	福祉事業所 (14事業所)	1,350	3款1項5目	介護事業所 (81事業所)	4,200	3款2項3目	保育所等 (20事業所)	1,871
3款1項1目	福祉事業所 (14事業所)	1,350									
3款1項5目	介護事業所 (81事業所)	4,200									
3款2項3目	保育所等 (20事業所)	1,871									